

議案第 1 1 号

清水町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 5 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

清水町議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年清水町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- （1） 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止をすること。
- （2） 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の清水町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定は、この条例の施行の日以後新たに策定する基本構想及び基本計画から適用する。